

修景ガイドライン策定の目的

たつの市龍野伝統的建造物群保存地区(以下「龍野伝建地区」という。)は、令和元年12月に国の「重要伝統的建造物群保存地区(以下「重伝建地区」という。)」に選定され、令和2年度から修理・修景事業を実施しています。

修理事業は、原則として伝統的建造物を創建当時の姿に復原することを目的とするため、建造物の現状と過去の痕跡を詳細に調査し、周囲の伝統的建造物を参考に設計を行います。

一方、修景事業は、伝統的建造物以外の建物について、新たに建てたり、外観を改修したりする場合に、周囲の歴史的町並みと調和を図ることにより、重伝建地区全体の町並みを整えていこうとするものです。

修景事業では、修理事業のように過去の痕跡など外観デザインを決定する根拠がないため、建て主や設計士、施工業者、専門業者の考えや思いが大きく反映されることになります。

しかし、そのデザインは、単に和風であれば良いというものではなく、龍野伝建地区全体の価値を高めるものでなければなりません。

本ガイドラインは、このような現状を踏まえ、龍野伝建地区における「修景基準」とその細則を明確に示し、本地区の町並みを今後も継続的に保存していくことを目的として、策定するものです。

技術検討会を通じた修景ガイドラインの策定

伝建事業は、文化財保護法に基づく事業ですが、細部における裁量は市町村に委ねられているため、一方では「まちづくり」の事業とも言えます。そのため、龍野伝建地区における「まちづくり」の主体である住民、設計士、施工業者、各専門業者の参加による技術検討会を開催し、修景ガイドラインの検討を行いました。

特に、第1回では、龍野の町並みの調査研究に長年携わっておられる京都府立大学大学院大場修教授による講演とまち歩きを開催したことにより、参加者は、改めて龍野の伝統的建造物の特徴について理解するとともに、伝統的建造物等を保存活用することの重要性を再認識しました。

4回の技術検討会を通じて、高さや色彩、瓦など部位ごとに検討を行い、最終的には、技術検討会の参加者が実現すべき「まち」の姿をイメージしながら、修景ガイドラインを策定しました。

伝建事業は、将来にわたり続いていく事業です。今後も多くの住民や地域の関係者が本ガイドラインの検討を積み重ねることにより、多様でありながらも「龍野らしさ」を感じられる町並みが整備されていくものと考えます。

